高齢者の地域の身近な相談窓口

うちこ 地域包括支援センターだより

再開号
第７号
R8.10月発行

困ったな、をひとりで抱えないために。

前回の発行から約３年が経ってしまいましたが、今月より「うちこ地域包括支援センターだより」を再開いたします。改めて地域包括支援センターについて紹介させていただきます。

地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、生活や介護、健康などの相談をお受けする身近な相談窓口です。「困ったら行く場所」だけでなく、「ちょっと気になる」段階から相談できる場所です。



そんなときは「地域包括支援センター」へ

相談したからと言って、すぐに介護サービスを利用しなければならないわけではありません。お気軽にご相談ください。

こんなことをしています！

介護や生活の相談



生活の困りごとの相談や必要なサービス等についても一緒に考えます。また、ご家族の悩みや負担についても相談できます。一人で抱え込まないよう、一緒に方法を考えます。

介護予防・健康づくり



いつまでも元気に暮らせるよう、介護予防の教室や地域での活動、健康づくりについての情報提供などを行っています。

高齢者の権利を守る



虐待や消費者被害などから高齢者を守るための相談や成年後見制度についての相談も行っています。

相談するとどうなるの？



1. まずはお話を聞かせてください（小さなことでもOKです）
2. 一緒に整理します（困りごとや希望を一緒に考えます）
3. 必要な支援につなぎます（サービス・医療機関・地域の支援等）
4. その後も一緒に考えます（継続してサポートし、秘密は厳守します）

介護サービスを利用したいと思ったら



介護保険はみんなで支える仕組みです

介護保険はみなさんからの保険料や公費などをもとに、介護が必要になったときのサービスを支えています。だからこそ、利用には一定の手続きや確認が必要になっています。

介護保険サービスを利用するまでの５ステップ

01 相談・申請

「内子町役場保健福祉課介護保険係」か「内子町地域包括支援センター」へ

印鑑はいりません！主治医の先生が分かっていればスムーズです

分庁や小田支所もOKです

02 認定調査・主治医意見書



- 調査員が自宅等に伺い、体の状況や困りごとについて調査をします
 困りごとはメモしておくと伝え忘れがなくおススメです！
- 主治医の先生が意見書を書いてくれます
 意見書は役場からお送りいたしますので、かかりつけ医への受診をお忘れなくお願いします！

03 審査・判定



調査と主治医の意見をもとに介護度の審査を行います。
結果が出るまでおまちください。約１か月くらいです。

※結果が出るまでの時間はその時々で異なります

04 ケアプラン作成



- 要支援１、２もしくは要介護１～５が出た場合、「ケアマネジャー」を決めてサービス利用に向けて相談し、計画（ケアプラン）を立てます
 ケアマネジャーはこれからのサービスについて相談できる心強い味方です！
- サービス事業所とも計画を共有し利用に向けた話し合いを行います

05 サービス利用開始

負担割合に応じて利用料金が変わります。１～３割の負担で利用ができます。

介護認定が出ず、「非該当」になった場合サービスは利用できないの？

非該当となった場合でも何もサービスが利用できないということではありません。
基本チェックリストの結果によってはサービス・活動事業のサービスを利用できる場合があります。
また、地域のサロンや通いの場等介護保険外のサービスをご案内できることもありますので、ご相談ください。

お問い合わせ
内子町役場　保健福祉課
地域包括支援センター
☎ 0893-44-6154

おしらせ

次号は令和９年１月発行予定！
次回は「どんな介護保険サービスがあるのか」を説明します！